

10. 指定学科等について

受験資格に関する指定学科に該当する条件は以下の通りです。なお、下記の大学等の名称は現在のもので、学部・学科名の変更、改組等による変更がある場合があります。旧名称時に修了・卒業された方は受験申込書学歴欄に新・旧名称を記載してください。

指定学科：以下の各号の一に該当する者は、「指定学科」卒業者と認めます。

- (1) 国が実施する「1級造園施工管理技術検定試験」における指定学科を卒業した者
- (2) 国外の大学において、当該大学の「ランドスケープ系学科」を卒業した者
- (3) 上記以外の大学において、下表に示す3分野に対応した科目を、計40単位以上履修して卒業した者
(受験申込時に「履修証明書」を提出してください。その内容について事務局で確認いたします。)

教育科目の内容		適合する具体的科目の例
計画原論 計画・設計基礎 伝統的造園手法	造園原論、ランドスケープ原論、ランドスケープの計画・設計論に関する科目	ランドスケープデザイン論、環境緑地学、都市公園・都市緑地学、都市計画論、景観論、環境デザイン論、造園学・庭園学、等
自然の体系	自然環境の保全・再生・管理に関する科目	自然環境調査、生物・生態学、環境アセスメント論、ビオトープ論、自然公園学、等
計画・設計実技	ランドスケープの計画・設計に関する演習や実習	公園緑地計画・設計演習、景観まちづくり演習、自然環境保全計画演習、地域資源調査、景観資源調査、等

- (4) 上記の大学に併設された大学院の「ランドスケープ系研究室」に所属し、課程を修了した者
- (5) 兵庫県淡路景観園芸学校 専門職大学院課程を修了した者